

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会議の名称	宍粟市公共料金審議会（第2回）	
開催日時	令和3年10月29日（金）14時00分から15時45分まで	
開催場所	一宮市民協働センター2階 研修室	
会長	森脇 常公	
副会長	梶浦 妙子	
委員	(出席者) 植木 政夫 内海 寿一 加治 瑞穂 山國 和志	(欠席者) 尾崎 一郎 下川 秀美
事務局	太中豊和、祐谷佳孝、坂井高誉、宮本雅博、小池信仁、岸根和弘、大谷広宜、谷本供三	
傍聴人数	0人	
会議の公開・非公開の区分及び非公開の理由	公開・非公開	(非公開の理由) 自由な発言と中立性を保つため
決定事項	(議題及び決定事項) ・第1回の資料のうち分かりにくい点や、追加した資料について説明 ・次回開催日は11月18日（木）とする。	
会議経過	別紙のとおり	
会議資料等		
議事録の確認	令和 年 月 日開催の第3回公共料金審議会にて確認	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
	<p>○開会</p> <p>○会長あいさつ</p> <p>○協議事項</p> <p>(1) 第1回会議録について 第1回の会議録について確認</p> <p>(2) 水道料金の改定について 前回会議での質問事項</p> <p>【1 浄水場運転管理委託の内容について】 契約金額について、増加傾向にありますか。</p> <p>事務局 委託料の内訳の殆どを人件費が占めますが、3年毎の契約をする度に、人件費の増加に伴って契約額が増加する傾向にあります。</p> <p>事務局 【2 今後10年間の施設更新計画について】 水道管については延長が非常に長いことから、重要度等から優先順位をつけて更新を行っていく予定です。</p> <p>会長 全国的にも水道管の経年劣化が問題となっている。市内の管路は多くあるようですが、計画的に更新してもらいたい。</p> <p>事務局 【3 長期的な施設の統廃合計画について】 将来的に人口の少なくなってしまった区域の水道をどうするのかという点について、施設の更新時期に合わせて、水需要の状況に応じて施設のダウンサイジングや統廃合を実施し、効率的に水道を供給できるように施設更新を進めたいと考えています。</p> <p>委員 宍粟市の中で布設すべき水道管はすべて工事が完了しているのですか。</p> <p>事務局 給水区域内はすべて水道管の整備が完了していますので、今後はその更新を行っていくことになります。 施設の統合について、神戸地区と嶋田地区は既に管路を接続し、お互いに水を送水できるように整備しました。普段の水需要に対しては神戸浄水場のみで配水することは可能ですが、今年の冬には凍結漏水が起きたり、凍結を防ぐために各家庭で水を使ったことにより、配水量が大幅に上昇し、2つの浄水場を動かさなければ断水する危険がある状況となりました。現在の水需要の状況からは嶋田浄水場の廃止は困難であると考えています。</p> <p>事務局 【4 有収率について】 できるだけ無駄な水が出ないように施設を管理していますが、どうしても有収水量に結びつかない水が発生しますので、有収率が84.74%となっています。これは全国平均を上回っています。</p> <p>委員 かつては、少しずつ水を出してバケツ等にためることで、水道メーターが回らずに水道代が節約できていたが、現在はそのようなことはなくなっていると聞いたことがあります、そのようなものなのですか。</p> <p>事務局 水道メーターも日々進化していますので、現在は少し蛇口をひねってもメーターが感知することができます。</p> <p>委員 宍粟市では新しいメーターを使用しているのですか。</p> <p>事務局 水道メーターは、法律に基づき定期的に交換する必要があります。法律上は8年で取り替える義務が生じますが、宍粟市では7年でメーターを取り替えて</p>

	<p>います。メーター内で羽車が回って水量を計測しているのですが、その仕組み上、いくらかの誤差、不感水量が生じている状況にあります。</p>
委員	<p>洗管や消防用の水量は節約が難しいと思いますが、残留塩素調整水は減らすのが難しいですか。</p>
事務局	<p>水道を整備する際には、消火栓も設置しますが、そのためには75ミリの管径の大きな水道管を布設する必要があります。そして75ミリの水道管の先に数件しか使用者がいなかった場合、管路内の水が動かずに、結果的に残留塩素濃度が下がってしまうため、これを防ぐために管末から水を出して捨てることで塩素濃度を調整しているものです。このため、残留塩素調整水を減らすことが難しいです。</p>
委員	<p>漏水は管自体が破れたりして発生するものですか。</p>
事務局	<p>管が劣化によって破損し、漏水が発生します。宍粟市では配水管からメーターまでの給水管が割れて漏水が発生するケースが多いです。</p>
委員	<p>漏水が発生した場合には分かるものなのですか。</p>
事務局	<p>多くの場合、漏水が発生すると水が地面に出てきますので、それで発見されます。また、配水量は浄水場で監視していますので、深夜などの水需要が少ない時間帯に配水量が増加することで、一定区域の中で漏水が発生していることが分かります。</p>
委員	<p>その監視を委託業者が管理しているのですか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。また、地表には出てこない少量の漏水については、エリアを区切って、漏水調査を実施しています。</p>
委員	<p>漏水せずにメーターを通れば収入につながるということですね。ただ、現在は収入が費用に足りていない状況にある。今後も施設更新に費用がかかることを考えると、料金を増額させなければならなくなると思います。</p>
事務局	<p>【5 料金回収率について】 料金回収率は64%と低い水準にあり、費用を回収できていませんが、料金収入以外にも一般会計からの繰入金収入によっても費用を回収しています。ただし、それを合わせても赤字が発生している状況にあります。</p>
委員	<p>費用を料金収入で賄えるのが通常の形ではないでしょうか。</p>
事務局	<p>理想的にはそうです。</p>
委員	<p>給水原価のうちの施設建設費が高くなっていますが、過去の工事の発注が杜撰で、工事費用が高くなっているということはありませんか。山間部にある類似の団体と比べても建設費用が高いと思います。一般の会社で言えば身の丈を超えた投資を行っているのではないかという点が気にかかります。</p>
事務局	<p>工事自体は適正に行っていますが、施設数が多いことが建設費用の高騰につながっています。</p>
委員	<p>真庭市などの具体的な類似団体と比べても建設費用が高くなっていますので、過去の工事の方法に問題があったのかなと思いました。</p>
事務局	<p>施設の整備年度も各団体で異なりますので、単純な比較は難しいですが、宍粟市では施設数の多さから建設費用が割高となっています。</p>
委員	<p>具体的に類似団体の水道施設に見学に行かれることはありますか。</p>

事務局	ほとんどありません。
委員	これからの世の中は、人口減少の中で水道を維持する、非常に厳しい状況になってきます。維持管理費も高くなっていく中で、料金改定を実施しなければならない状況にあることは理解できますが、市民の中からは、宍粟市の水道料金が安いという意見を聞くことがよくあります。また、安富町は姫路市に合併したから水道料金が安くなって良かったという声を聞いたこともあります。
委員	宍粟市の施設数について、地形的な要因を加味しても多いのですか。
事務局	当初から宍粟市全体として水道を整備していれば、多少の施設は減らせた可能性があります。例えば、波賀町の赤西溪谷の水源を活用して、一宮区域までカバーできる効率的な浄水場を整備することが可能であったかもしれません。 水道施設の統廃合について、一番の課題は水源の確保です。井戸を建設して水源とする場合が多いのですが、十分な水量を取れる井戸を建設することは困難であり、施設の統廃合が中々進まない原因となっています。
委員	赤穂市の方と話す機会がありましたが、赤穂市は家が密集しており、工業団地で大量の水を使用していると聞きました。非常に効率的な水道事業を行うことができているようです。
事務局	赤穂市の状況は宍粟市からすると別格に効率が良いと考えられます。
委員	施設の統廃合は非常に困難なものですか。
事務局	施設の更新時期には、その施設が供給する給水区域については再検証して広げていく必要があるかと思います。
委員	具体的な計画はありますか。
事務局	まだ更新時期が先ですので、具体的な計画は立てていませんが、今後の課題であると考えています。
委員	各種の資料を見る際には、費用の削減ができているのか、無駄遣いはしていないのかという点がやはり気になると思います。
事務局	現在作成している水道ビジョン P. 22 の中で、類似団体と比べても費用が削減できている状況を掲載しています。
委員	もっとアピールしても良いのかもしれませんが、料金改定は別として、水道の使用について市民に求めたいことはありますか。
事務局	できるだけ井戸を使わずに上水道を使用してもらいたいところです。
事務局	【6 普及率について】 すべての給水区域において水道整備が完了しており、令和2年度末の水道普及率は98.5%に達しています。現在水道に加入されていない方は、井戸などの何らかの方法で水を確保されていますので、加入促進をしていく必要はありますが、大きく普及率は増加することは考えにくいと考えています。
委員	給水区域外については水道管もないのですか。
事務局	市が整備した水道はありませんが、地元自治会などで水道を整備されています。
委員	上水道は水質も厳しくチェックされているのですが、簡易水道の水質はどうなのでしょう。

事務局	市が経営していた簡易水道は、『簡易水道事業』として県知事の認可を受けたもので、水質についても水道法に基づいて、上水道と同じ基準をクリアしています。その他の井戸水や自治会で整備している水道については、水質検査は義務付けられていません。
委員	井戸水ではなく整備された水道を使用しなければならない決まりなどがありますか。
事務局	事業として水道を使用する場合は別ですが、一般家庭では井戸水を使用することに何の問題もありません。
事務局	【7 一人あたり有収水量について】 宍粟市の一人あたり水量は他団体と比べて少ないですが、生活用に限って一人当たり水量を算出しますと7.1 m ³ となっており、他団体と比べても決して少ない状況ではありません。
事務局	【8 隣接団体（姫路市）の状況について】 姫路市を追加した類似団体との比較資料を提示
事務局	【9 類似団体（全国）の具体的な状況について】 全国の類似団体のうち山間部などの団体との比較資料を提示
事務局	【10 改定後の兵庫県内料金表について】 現在の兵庫県内の水道料金の順位表を提示。
委員	水道料金には基本料金はあるのですか。
事務局	基本料金を設定しています。13ミリですと基本料金は1,980円で、10 m ³ までの水量は基本料金に含みます。
委員	水道料金の値上げということになった場合に、福祉的に減免を受けておられる世帯への対応はどうなりますか。
事務局	非課税世帯で、障がい者がおられる世帯と、高齢者の世帯には水道料金の減免措置を行っています。改定後も減免措置を継続するのか、また減免額はいくりにするのかは今後の検討課題となります。
委員	どれくらいの減免を行っているのですか。
事務局	13ミリ口径で、基本料金1,980円のうち630円を減免して1,350円を請求しています。
委員	減免の手続きはどのように受け付けしているのですか。
事務局	水道管理課で申請を受け付けています。
委員	料金が改定されると、減免額も変わるのですか。
事務局	前回の料金改定時には、減免後の額が変わらないように減免額を変更しました。今回の料金改定でどういう減免額とするかは、今後の検討課題となります。この福祉世帯の料金減免については、水道事業者としてではなく、市の福祉施策の一環として実施しているものですので、減免分については一般会計から水道会計へ補填を行っています。
委員	まずは水道事業として必要な料金を設定して、必要な方には別で料金分の支援を行う形になりますね。
事務局	その通りです。

委員	施設数の多さなどを考えると、これくらいの料金設定になってしまうということですか。
事務局	施設を維持していく上で必要となる料金収入を算定し、各口径の基本料金と超過料金に分配したものが、諮問書にある料金改定案となっています。
委員	経営審議会からの提言書 P. 3 に、上水道の安全性を PR することで水道の使用量を増加させるとあります。これができれば経営は少しでも楽になると思いますが、実際に井戸水から上水道への切り替えで水道使用量がどれくらい増加するものと考えられますか。
事務局	井戸水の使用量を把握することは困難ですが、生活水の一人当たり使用量が他団体と同じくらいの水準になっていることからすると井戸水の使用世帯は限定的になってきているのではないかと考えられます。 家庭の給湯器などを設置する際に、井戸水では機械が壊れやすく、上水道への切り替えがあると聞いています。 また、千種区域は整備した時期が遅く、加入率も低かったのですが、井戸水や山水が寒波によって使用できなくなる場合もあり、少しずつ加入が進んでいます。
会長	第 1 回からの質問事項についての回答については以上で終了させていただきます。他に聞きたい点や確認したいことはありませんか。
委員	水道ビジョンの中で、R2 年度の滞納額 3, 400 万円というところが気にかかります。税金の回収より水道代の回収の方が簡単なのではと思うのですが、滞納額が料金改定に影響しませんか。
事務局	3 月分の口座振替料金は 4 月にならないと入金されませんので、その部分が大きく、3, 400 万円と高額になっています。
委員	純粋な滞納額はどれくらいありますか。
事務局	手元に資料がありませんので具体的な数字は申し上げることができません。
委員	水道ビジョン P. 48 で、旧町の料金の推移がありますが、合併前はこの料金で赤字だったのですか。
事務局	山崎の料金では赤字になっていませんでした。他の旧町については料金の不足分は一般会計からの繰入れを実施していましたので、実質的には赤字が発生していた状況にあります。
委員	現在の建設改良費は合併後に実施したのですか。
事務局	合併前の建設工事を含んでいます。
委員	合併前の料金は各町で異なりますが、統一したことで水道料金の負担が大きくなっているのですか。
事務局	合併前は、一般会計からの繰入金で料金を補って経営を維持できた状況ですが、市として合併した以上、一部の区域の水道に対して税金である繰入金を投入するのは不公平であるとの考え方に基づいて、市内の料金を統一してきた経緯があります。
委員	水道という重要な施設を守っていくためには、使用者と市が負担していく必要があると思います。費用の削減が難しい以上は料金の値上げは仕方ないのかなと思います。 今後は修繕費などが上昇する恐れがあります。今回の料金改定でどれくらいの期間の収支を考慮しているのかが気になります。

事務局	10年間は経営の維持ができる予測を立てています。
委員	<p>合併前に水道工事をしている際に、北部地域では地質が岩盤で石が多く、管路建設に多額の費用がかかるだろうなと思って見ていました。人口の割に管路延長も長いですし、地形的に、合理的な施設建設ができていないのだろうと思います。</p> <p>また、10年、20年の長期計画を立てる上で、人口減少が進み、数件しかない給水区域をどうしていくのか難しい問題だと思います。</p>
会長	以上で本日の料金改定に関する審議事項は終了します。
事務局	<p>本日までの審議会のご意見をお聞きする中で、委員の皆さまには、水道事業の経営状況からすると料金改定は避けることができないという認識でおられるかと思います。そこで、これまでの審議状況を整理してまとめたものを、次回の審議会で提示させていただいてよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>○その他 (1) 第3回公共料金審議会について</p> <p>日時：令和3年11月18日(木) 14時から 場所：一宮市民協働センター 1Fホール</p> <p>○閉会 (副会長より閉会のあいさつ)</p>